

一般社団法人日本口蓋裂学会 診療ガイドライン作成委員会活動の目的

(主たる役割)

口唇裂口蓋裂の診療ガイドラインの作成を通し、治療の標準ラインの形成を学会として公表して、我が国における口唇口蓋裂の発展に貢献するとともに、患者周囲の環境および価値観、そして医療者の臨床経験による知見を考慮することで、複雑なバリエーションを持った患者の診療の意思決定の一助となることを目的とする。口唇裂・口蓋裂診療を専門とする多分野が一堂に会した極めて専門性の高い学会として、常に、最新の情報を含んだ診療ガイドラインを作成する。

(活動内容)

- (1) 診療ガイドラインの策定・公表および改訂に関する業務を行う

一般社団法人日本口蓋裂学会 診療ガイドライン作成委員会規則

(設置)

第1条 診療ガイドラインの策定・公表および改訂に関する業務遂行のため、診療ガイドライン作成委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成等)

第2条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長1名（理事長がこれを指名する）
- (2) 副委員長1名（委員長がこれを指名する）
- (3) その他委員長が指名したもの
- (4) 委員は、口唇裂・口蓋裂治療の専門領域ごとに2名ずつ選出され、専門分野のワーキンググループ（WG）代表として委員会に参加する。
- (5) 各領域のWGの担当委員は、必要に応じて、業務に必要な会員を指名し各専門領域のWGメンバーとしてガイドライン作成、改訂の任にあたる。

(任期等)

第3条 前条各号に規定する委員は、理事長がこれを委嘱する。

- 2 前条各号に規定する委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前条各号に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前条各号に規定する委員に欠員が生じない場合でも、委員長の判断により理事長の承認を得て委員を追加することができる。その場合には、前条各号で規定する委員の残任期

間とする。

(業務)

第4条 委員会は次に掲げる業務を担当する。

- (1) 診療ガイドラインの策定
- (2) 診療ガイドラインの公表
- (3) 診療ガイドラインの改訂

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数により成立する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会の開催回数は定めず、必要に応じて開催する。
- 5 委員会には幹事を置くことができるが、議事の可否権は有しない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた時は、委員以外の者の出席を認め、意見を聞くことができる。

(規則の改正)

第7条 この規則の改正は、委員の発議をもって行い、過半数の賛成をもって議決する。

第8条 この規則の改正は、理事会の承認を必要とする。

(附則)

この規則は、令和7年3月1日から施行する。